

議事説明要旨

教育総務課長

それでは、ただいまから総合教育会議を開催します。
開会に当たり、市長からご挨拶を申し上げます。

市長

年度末で忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

さて、今、市議会の2月定例会も佳境を迎え、後半戦に突入したところ
であります。今議会の会派代表質問、一般質問の特徴はと聞かれば、
まず間違いなく「教育」についての質問が多いということでしょう。

これは、裏を返せば日本全国共通の人口減少に直面して、「教育」に懸
ける期待、希望、願いが市民も議会も共通して大変大きいことが言える。

さあ、そのことは、教育の充実について、私と教育委員会が協議・調整
するこの総合教育会議への期待そのものと受け止めていかねばならない
ということだと思えます。

新発田市の子どもたちの未来のために、今日この会議が充実したもの
となるよう、皆様のご協力を宜しく申し上げます。

これより、第3回総合教育会議を開きます。
進行を、一旦事務局に返します。

教育総務課長

それでは、これより本日の協議事項に入らせていただきます。
当会議の議長を二階堂市長よろしく申し上げます。

市長

それでは、協議事項に入ります。まず、はじめに(1)「教育大綱(案)」
について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、お手元の「新発田市教育大綱(案)」及び資料1-1の
「新発田市教育大綱(案)」をご覧ください。

教育大綱の策定につきましては、前回第2回目の会議において、素案の
内容についてご審議いただきました。

ご指摘いただきました内容と、このたび、まちづくり総合計画の改訂内
容を受けまして、今回、最終的な案としてお示したところであります。

それでは、修正した箇所について、ご説明いたします。

①1ページ目の「3 教育大綱の考え方」の3行目から4行目、「生涯学
習」という施策の順番について、総合計画における施策の順番どおり、
「学校環境」の次に位置づけ、修正させていただきました。

- ② 2 ページ目、「2 基本方針」の「(1) 学校・家庭・地域の連携による推進と『生きる力』の育成」の一つ目の○、「中学校区の学校間の連携による取組や家庭・地域との連携による取組を一層進め、」としていた記述ですが、語呂が悪いというご指摘がありましたので、前の方の「による取組」を削り、重複の言い回しを避けました。
- ③ 同じページの三つ目の○「『生きる力』を持つ少年の育成に努めます。」としていた記述ですが、「少年」という部分が「男の子」のみを指すというように取られるのではないかとご指摘がありましたので、「を持つ少年」という部分を削り、「『生きる力』の育成に努めます。」という記述に修正しました。
- ④ 3 ページ目ではありますが、「(3) 生涯学習の充実と文化芸術に親しむ心の醸成」の二つ目の○、「発表や鑑賞の機会を創出することで、」としていた記述の、「創出」という言葉ですが、まちづくり総合計画の基本計画の改訂において、「創出」から「拡充」に修正させていただきましたことから、教育大綱においても、「拡充」という言葉に修正をさせていただきました。

以上が教育大綱の修正箇所でございます。
よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

【教育大綱を成案として了承】

市長

それでは、次の(2)「新発田市いじめ防止基本方針」について、事務局から報告をお願いします。

【学校教育課長 報告】

【新発田市いじめ防止基本方針についての報告について了承】

市長

それでは、次の(3)の協議事項「特別支援教育と合理的配慮」について、ご協議いただきます。
事務局から説明をお願いします。

それでは、「特別支援教育と合理的配慮」について、話をさせていただきます。

最初に「合理的配慮」について説明させていただき、その合理的配慮が特別支援教育ではどうなのか、ということについて説明させていただきたいと思います。

「合理的配慮」とは、「合理的」、すなわち、「筋の通った」とか「もっともな」配慮、ということです。

ご承知のこととは思いますが、「特別支援教育」は、このように障害のある幼児、児童生徒に対し、自立や社会参加に向けて指導、支援を行うものであります。

皆様ご存知のことと思いますが、来月、4月1日より、「合理的配慮」をしないと、あるいは、不当な差別的取扱いをすると、法令違反になる、ということです。

これは日本社会のあらゆる分野、もちろん教育の世界でもそのようになる、ということです。

なぜ、そういうことになったか、ということを確認する前に、最初に問題です。

これは、「不当な差別的取扱い」でしょうか、合理的、もっともな配慮でしょうか。

「不当な差別的取扱い」であれば、法令違反になる、ということです。

①は、障害に応じて、試験の際に合理的配慮をし、その後、評価の際に、その結果の扱いを他の人と違うようにしたということです。いかがでしょうか？

答えは、最後に確認したいと思います。

②は、学校だけでなく、スポーツ施設や文化施設などのケースでもありえることです。

③は、障害があるので校外での実習に不参加にさせていただいた、ということです。いかがでしょうか？

詳細についてお話させていただきます。そもそも、「合理的配慮」という言葉がでてきたのは、国連の「障害者の権利に関する条約」です。

あらゆる分野で、とあるように、教育の分野に限るものではなく、行政ももちろん含まれるということです。

この条約で、「合理的配慮」の否定も差別だとされております。

日本は、平成19年に署名し、批准に向けて、国内の法整備を行うこととなりました。

条約批准に向けた、日本国内の法整備の一つ目が、「障害者基本法」です。

第4条で、差別の禁止として、合理的な配慮がでてきています。

その差別の禁止を具体化するために、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日から施行されます。

内閣府から、こういうリーフレットもでています。

市はもちろんですが、内閣府のQ&Aによれば、公立学校はもちろん「行政機関等」に含まれます。

また、この法律でいう障害者には、障害児も含まれます。

「合理的配慮の不提供」つまり、合理的配慮をしないと、障害を理由とする差別になる。

今度の4月1日からは、合理的配慮をしないと差別をしたということになり、法律違反

ということになる、ということです。

差別解消法では、こういうことも定めております。

9条、10条で、国、地方公共団体は、対応要領を定めるとしてあります。

内閣府では、Q&Aで対応要領は、職員が守るべき内部的な規範であり、服務勤務の体系に位置づけられるものとしております。

新発田市では、社会福祉課が担当課として、対応要領の策定等、対応が進められております。

例えばこんなことが載っています。

監督者の責務です。

国、内閣府では、第5条に、態様によっては、懲戒処分について定め、処分もあるということです。

(当市の社会福祉課の案では、懲戒処分の規定は盛り込まれていないと聞いております。)

合理的配慮について、具体的な例も示されております。

もともと、文科省は、平成19年の段階で、条約の趣旨に沿った、特別支援教育に関する通知を出しております。

平成24年には、文部科学省、中教審の報告が出され、

合理的配慮を求めていた「障害者の権利に関する条約」が言っている、「インクルーシブ教育システム」を構築していくためにも「特別支援教育を進めていく必要がある」としてあります。

「インクルーシブ教育システム」というのは、(次のスライドへ)

「インクルーシブ教育システム」という言葉は、「合理的配慮」と同様、国連の「障害者の権利に関する条約」で出てきたものです。

条約の第24条にインクルーシブ教育システムの定義がのっています。「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」が「インクルーシブ教育システム」です。

平成24年には、文科省、中教審の報告が出され、インクルーシブ教育システム、合理的配慮について述べております。

報告の観点③では、合理的配慮及びその基礎となる環境整備について挙げております。

「基礎的環境整備」は、合理的配慮の基礎となる、教育環境の整備ということですが、図にすると(次のスライドへ)

こうなります。下の四角が環境整備ですが、実際には、都道府県や市町村で違うので、でこぼこになります。

その上に円で示された合理的配慮も、一人一人で違うということです。
基礎的環境整備として、どのようなものがあるか、中教審報告が示した
観点です。

合理的配慮については、中教審報告は、このように述べております。

障害のある子どもが、平等に教育を受けられるように、変更・調整を行
うこと。個別に必要とされるもので、均衡を失しない、過度の負担になら
ないものということです。

特別支援教育における、合理的配慮の内容は、このようなものです。

(大きく分けると3つ。教育内容・方法、支援体制、施設・設備の3項
目です。)

合理的配慮の具体例として、文部科学省の対応指針では、こんなことが
挙げられています。

3の(1)、物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例です。

同じく、3の(2)、意思疎通の配慮の具体例です。

また、留意点としてこんなことがのっています。

これも留意点です。

学校では、このようなことをする、ということになっており、今年度、
校長、学級担任に指導してきております。

それでは、最初にお示ししました、問題です。

どれも、文科省の対応指針に載っている例です。答えは (次のスライ
ド)

答えです。

①は、「不当な差別的取扱い」に当たります。

②は、合理的な配慮に必要な範囲で、という以外に、プライバシーに配
慮しつつ、という条件つきで、当たらないということです。

③は、校外実習への参加を拒むことは、「不当な差別的取扱い」に当た
ります。他に、学校への入学、出願、式典参加を拒むことなども例として
あがっております。

ということで、①と③が「障害者差別解消法」違反ということになりま
す。

以上、障害者の権利条約、障害者差別解消法から、世の中全般に障害者
への合理的配慮が求められ、

それが、教育、殊に特別支援教育でどのような状況にあるか、説明させ
ていただきました。

ご静聴、ありがとうございました。

市長

ほかにご意見等がなければ、それでは、「(4) その他」に移ります。
皆さんから何かございますか。

市長

ないようですので、以上で協議事項を終了し、進行を事務局へお返しします。

教育総務課長

ありがとうございました。
以上をもちまして、第3回総合教育会議を閉会いたします。
皆さまお疲れまでした。